

福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱

(目的)

第1条 市は、生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器(以下「容器」という)とは、次に掲げる容器及び機器で市長が認めたものをいう。

- (1)生ごみ堆肥化(コンポスト)容器
- (2)密閉型(ぼかし)容器
- (3)電動式生ごみ処理機等
- (4)ダンボールコンポスト

2 前項第4号の容器は、ダンボール箱、土壌混合材その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限る。

(助成対象容器)

第3条 助成金の交付の対象となる容器は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)新品未使用品・既製品であること。
- (2)オークションや個人間で売買されたものでないこと。
- (3)一般家庭用の容器であり、耐久性が一定程度あること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1)市内に住所を有し、かつ、居住している個人(以下「個人」という)。
- (2)容器を購入した個人が5人以上で構成される団体(法人格の有無を問わない。)の代表者(以下「代表者」という)。

2 前項に規定する者は、次の各号をいずれも満たさなければならない。

- (1)市内に容器を設置することができる敷地を有し、かつ、当該容器を適正に維持管理できること。
- (2)堆肥化された生成物又は減量化された生ごみを自らの責任において適正に処理できること。

(助成額等)

第5条 助成額は、容器1基につき容器購入価格の2分の1とし、当該金額に百円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てる。ただし、5千円を限度とする。

- 2 前項に定める容器購入価格に対して、クーポン、ポイントその他の割引が適用されている場合は、割引後の価格を基礎として助成額を算出する。
- 3 助成の対象となる容器は、同一年度内1世帯につき1基とする。ただし、密閉型(ぼかし)容器については同一年度内1世帯につき2基を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、容器を購入した日から1年以内に、「生ごみ処理容器購入費助成金交付申請書兼請求書」(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

- 2 代表者が申請する場合に限り、前項に定める手続きにおいて「生ごみ処理容器購入費助成金交付対象者一覧」(様式第2号)を追加しなければならない。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

- 2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、領収書その他、オンライン申請の場合には、顔写真付き身分証明書の写しとする。

(交付手続き)

第8条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告及び規則第17条の補助金等交付請求と併合するものとする。また、規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

(委任)

第9条 要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の助成金から適用する。

(福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱の廃止)

- 2 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱(平成4年6月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成13年度以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

生ごみ処理容器購入費助成金交付申請書兼請求書

福島市長

年 月 日

申請者	フリガナ	
	氏 名 (代表者)	
	住 所	〒 -
	電 話	-

1.福島市生ごみ処理容器購入費助成の要綱第6条により、次のとおり申請します。

購入価格	円(容器代+消費税)
品 名	
添付書類	領収書(必須)、通帳またはキャッシュカードの写し(任意)、 様式第2号(団体申請のみ)

字訂正
字削除
字加入

印

※事務局使用欄(記入不要)助成金額は購入価格の2分の1(限度額5千円で百円未満の端数は切り捨て)

交付決定額	円
-------	---

2.振込先口座を次のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合、次の口座名義人を代理人と定め、
助成金の受領を委任します。

委任者(申請者)

印

※申請者と口座名義人が異なる場合は必ず委任者(申請者)の押印をお願いします。↑

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	本店 支店・支所 出張所
銀行コード		支店コード	
預金種別	普通預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			
受任者の住所 ※1	〒 -		

※1 団体代表者と口座名義人が異なる場合は、受任者(口座名義人の方)の住所を記入してください。

※市記入欄(受付時記入)

受付日	受付場所	受付者
月 日		

生ごみ処理容器購入費助成金交付対象者一覧

※事務局使用欄(記入不要)

算定額 合計	円	人数	人
①			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
②			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
③			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
④			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
⑤			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円

⑥			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
⑦			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
⑧			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
⑨			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円
⑩			
フリガナ		住 所	〒 -
氏 名			
購入価格	円(容器代+消費税)	電話番号	- -
品 名		事務局使用欄	(算定額) 円